

平成 26 年 9 月 16 日

尼崎信用金庫

法人インターネットバンキングサービスに係る 預金等の不正な払い出し被害の補償対応について

昨今のインターネットバンキングの不正アクセスの手法は、コンピュータウイルスを利用した不正ポップアップやパソコン遠隔操作に見られるように、極めて巧妙化した犯罪が多発しております。

このような状況を踏まえ、当金庫では「あましんビジネスインターネットバンキング」(以下、「法人 IB」)を安心してご利用いただくため、法人 IB に係る預金等の不正な払い戻し被害につきまして、当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

本取組みは、平成 26 年 7 月 17 日付全国銀行協会の申し合わせ(法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正払い戻しに関する補償の考え方)を踏まえ対応するものです。

法人 IB に係る預金等の不正払い戻しへの対応内容

1 被害補償の限度額

1 口座あたり、3,000 万円を上限として被害額を補償します。

なお、お客さまが電子証明書方式やウイルス対策ソフトをご利用されていない場合など、補償の対象とならない場合がございますのでご注意ください。

2 被害補償の開始時期

平成 26 年 9 月 16 日 (火)

3 被害補償の適用条件等

盗取されたパスワード等を用いて行われた本サービスによる不正払い戻し(以下、「当該払い戻し」)について、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当金庫に対して、補償限度額 3,000 万円の範囲内で当該取引に係る払い戻しの損害(手数料・利息を含み、お客さまが不正払い戻しを行ったものから受けた損害賠償金または不当利得返還金の額を除きます。)の補償を請求することができるものとします。

- (1) 不正使用に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
- (3) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること、およびお客さまに過失または重過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補償対象額の一部または全部を補償しない場合があります。

【補償を行わない場合】（主なもの）

- ① セキュリティ対策ソフトをご利用されていない場合、ご利用されていても最新の状態で稼働されていない場合
- ② 「電子証明書方式」でサービスを利用できるパソコン環境であるにもかかわらず、「電子証明書方式」を選択されていない場合
- ③ 不正払い戻しの発生した翌日から 30 日以内に当金庫へ事故のお届けをいただけなかった場合
- ④ 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当金庫所定の手続きが行われていない場合
- ⑤ お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外でご利用されている場合
- ⑥ お客さまの故意または重大な過失によって生じた損害
- ⑦ お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合
- ⑧ 警察に被害届をお出しいただけていない場合
- ⑨ お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- ⑩ お客さまが、電子メールアドレスを登録されていない場合、または登録されている電子メールアドレスが、いわゆる「フリーメールアドレス」である場合
- ⑪ 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

【補償を減額する場合】（主なもの）

- ① 本人確認情報であるログインID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合
- ② 当金庫が導入しているワンタイムパスワード方式や当日付けの振込振替（都度指定方式）の中止等のセキュリティ対策をご利用されていない場合
- ③ 当金庫が推奨するOS（パソコン基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で本サービスを使用している場合
- ④ OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合
- ⑤ OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合

詳細につきましては、ビジネスインターネットバンキング利用規定の「第9条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等」、および『「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」の被害補償について』をご確認ください。

以 上